

# 調査の概要

## 1 調査の目的

この調査は、学校教育行政に必要な学校に関する基本的事項を明らかにすることを目的とする。

## 2 根拠法令

統計法（平成19年法律第53号）（基幹統計調査）

統計法施行令（平成20年政令第334号）

学校基本調査規則（昭和27年文部省令第4号）

## 3 調査の範囲

- (1) 学校教育法第1条による小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼稚園
- (2) 同法第124条による専修学校
- (3) 同法第134条第1項による各種学校
- (4) 同法第18条による不就学学齢児童及び不就学学齢生徒

## 4 調査期日

平成22年5月1日現在

ただし、卒業後の状況調査に関しては、平成22年3月卒業者について、平成22年5月1日現在

## 5 調査方法・種類

- (1) 全数調査
- (2) 調査の種類及び調査事項

調査の種類	調査事項	申告者
学校調査	学校の名称、種類及び所在地、園児・児童生徒数、学科・課程又は学級に関する事項、教職員数、生徒の入学状況等	学校の長
卒業後の状況調査	学校の名称、種類及び所在地、卒業後の進学・就職等の状況等	学校の長
学校通信教育調査	学校の名称及び所在地、生徒の在籍状況、学科・課程に関する事項、教職員数、生徒の入学・退学及び単位修得の状況等	学校の長
不就学学齢児童生徒調査	教育委員会の名称及び所在地、学齢児童生徒の就学免除及び猶予の状況、1年以上居所不明者数、平成20年度間の死亡者数	市町村教育委員会
学校施設調査	学校の名称、種類及び所在地、学校建物面積及び学校土地面積	設置者

## 6 本年度調査の変更点

- 学校基本調査要綱
  - 1 V「調査の方法」、VI「調査票の作成、配布等」、VII「調査票等の提出」、XI「その他調査票等の保存期間」の「電子調査票収集システム」を「オンライン調査システム」に変更するとともに、別紙様式を廃止する。
  
- 調査票
  - 1 学校調査票（特別支援学校）
    - 「3 設置者別」の「32 その他の法人立」及び「33 個立」を削除する。
  - 2 卒業後の状況調査票（中学校）
    - 「7 進路別卒業生数」を「7 状況別卒業生数」に変更する。
    - 「7 進路別卒業生数」のうち「G 死亡・不詳の者」を「G 不詳・死亡の者」に変更する
    - 「8 「7」の卒業生総数のうち特別支援学級卒業生の進路状況（再掲）」を「8 「7」の卒業生総数のうち特別支援学級卒業生の状況（再掲）」に、「F+G 左記以外の者、死亡・不詳の者」を「F+G 左記以外の者、不詳・死亡の者」に変更する。
  - 3 卒業後の状況調査票（高等学校）（2-1）
    - 「9 進路別卒業生数」を「9 状況別卒業生数」に変更する。
    - 「9 進路別卒業生数」のうち「H 死亡・不詳の者」を「H 不詳・死亡の者」に変更する。
  - 4 卒業後の状況調査票（中等教育学校）（5-1）
    - 「6 進路別修了者数」を「6 状況別修了者数」に変更する。
    - 「6 進路別修了者数」のうち「G 死亡・不詳の者」を「G 不詳・死亡の者」に変更する。
    - 「7 「6」の修了者総数のうち特別支援学級修了者の進路状況（再掲）」を「7 「6」の修了者総数のうち特別支援学級修了者の状況（再掲）」に、「F+G 左記以外の者、死亡・不詳の者」を「F+G 左記以外の者、不詳・死亡の者」に変更する。
  - 5 卒業後の状況調査票（中等教育学校）（5-2）
    - 「8 進路別卒業生数」を「8 状況別卒業生数」に変更する。
    - 「8 進路別卒業生数」のうち「H 死亡・不詳の者」を「H 不詳・死亡の者」に変更する。
  - 6 卒業後の状況調査票（特別支援学校中学部）
    - 「5 進路別卒業生数」を「5 状況別卒業生数」に変更する。
    - 「5 進路別卒業生数」のうち「G 死亡・不詳の者」を「G 不詳・死亡の者」に変更する。
  - 7 卒業後の状況調査票（特別支援学校高等部）（3-1）
    - 「5 進路別卒業生数」を「5 状況別卒業生数」に変更する。
    - 「5 進路別卒業生数」のうち「G 死亡・不詳の者」を「G 不詳・死亡の者」に変更する。

## 8 卒業後の状況調査票（高等学校通信制）（3-1）

- 「6 進路別卒業生数」を「6 状況別卒業生数」に変更する。
- 「6 進路別卒業生数」のうち「G 死亡・不詳の者」を「G 不詳・死亡の者」に変更する。

## 7 利用上の注意

- (1) 本報告書中の構成比は、四捨五入によって算出しているため、合計の数字と内訳が一致しないこともある。
- (2) 本報告書中の記号は、次のとおりとする。

『 - 』	係数が『0』の場合
『0.0』	係数が単位未満の場合
『・・・』	係数出現があり得ない場合、又は調査対象とならなかった場合
『△』	減少の場合
『ポイント』	%と%の差

- (3) 学校保健統計調査の数値は県の集計値であり、文部科学省が発表する数値が確定値となる。

## 【用語の説明】

〔学校調査〕	
併置	全日制と定時制の両方の課程を設置している学校をいう。
協力校	高等学校通信教育規程第3条により、通信制を置く高等学校の行う通信教育について協力をする高等学校をいう。
単式学級	同学年の児童生徒で編成されている学級をいう。
複式学級	2以上の学年の児童生徒で編成されている学級をいう。
特別支援学級	学校教育法第81条第2項に該当する児童生徒で編成されている学級。学級の種類は、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障害及び情緒障害の7種類である。
負担法	「市町村立学校職員給与負担法」をいう。同法第1条において、市町村立小学校・中学校・中等教育学校前期課程及び特別支援学校の校長・教頭・教諭・養護教諭・栄養教諭・助教諭・養護助教諭・寄宿舎指導員・講師・学校栄養職員及び事務職員の給料その他の手当等とは、都道府県の負担とすることになっている。
休職者	休職の発令があった者をいう。
長期欠席者	平成22年3月31日現在の在学者のうち、平成21年度間(平成21年4月1日から平成22年3月31日までの1年間)に連続又は継続して30日以上欠席した児童生徒をいう。 ① 病気…本人の心身の故障等(けがを含む)のため欠席した者 ② 経済的理由…家計が苦しく教育費が出せないとか、生徒が働いて生計を助けなければならない等の理由で欠席した者 ③ 不登校…なんらかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により児童生徒が登校しない、あるいはしたくともできない者 ④ その他…上記のいずれにも該当しない者

〔卒業後の状況調査〕	
<b>高等学校等進学者</b>	<p>中学校，特別支援学校中学部，中等教育学校前期課程の卒業者のうち，高等学校の本科（全日制・定時制及び通信制）及び別科，中等教育学校後期課程の本科及び別科，高等専門学校，及び特別支援学校高等部の本科及び別科へ進学した者，及び進学しかつ就職した者をいう。</p>
<b>大学等進学者</b>	<p>高等学校，特別支援学校高等部，中等教育学校後期課程の卒業者のうち，大学（学部），短期大学（本科），大学及び短期大学の通信教育部（正規の課程），放送大学（全科履修生），大学及び短期大学（別科），高等学校（専攻科），及び特別支援学校高等部（専攻科）へ進学した者，及び進学しかつ就職した者をいう。</p>
<b>専修学校（高等課程）進学者</b>	<p>中学校等卒業者のうち，専修学校の高等課程（中学校卒業程度を入学資格とする課程）へ進学した者及び進学しかつ就職した者をいう。</p>
<b>専修学校（専門課程）進学者</b>	<p>高等学校等卒業者のうち，専修学校の専門課程（高等学校卒業程度を入学資格とする課程で，通常専門学校と称する）へ進学した者又は進学しかつ就職した者をいう。</p>
<b>専修学校（一般課程）等入学者</b>	<p>専修学校の一般課程又は各種学校（予備校等），高等学校等卒業者においてはそれに加え専修学校高等課程へ進学した者及び進学しかつ就職した者をいう。</p>
<b>公共職業能力開発施設等入学者</b>	<p>国・都道府県・市町村・雇用促進事業団が職業訓練を行うために設置した施設（職業訓練校・高等職業訓練校・職業訓練短期大学・技能開発センター等）に入学した者をいう。</p>
<b>就職者</b>	<p>中学校等卒業者においては「高等学校等進学者」「専修学校（高等課程）進学者」「専修学校（一般課程）等入学者」「公共職業能力開発施設等入学者」以外で就職した者をいい，高等学校等卒業者においては「大学等進学者」「専修学校（専門課程）進学者」「専修学校（一般課程）等入学者」「公共職業能力開発施設等入学者」以外で就職したものをいう。（臨時的な仕事に就いた者を除く）</p>

一時的な仕事に就いた者	アルバイト、パート等、臨時的な収入を目的とする仕事に就いた者をいう。
左記以外の者	家事手伝いをしている者、外国の学校等に入学した者及び進路が未定であることが明らかな者をいう。

### 【専修学校と各種学校の違い】

区 分	専 修 学 校	各 種 学 校
根拠法令	学校教育法第124条 職業若しくは实际生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的とする。	学校教育法第134条 学校教育に類する教育を行うもの。
修業年限	1年以上	1年以上。ただし、簡易に修得できる技術、技芸等の課程については3か月以上1年未満とすることができる。
授業時間	1年間にわたり、学科ごとに800時間以上であること。ただし、夜間学科等にあつては、修業年限に応じて450時間以上とすることができる。	1年以上の場合、1年間にわたり680時間以上、1年未満の場合にあつては、その修業期間に応じて授業時間数を減じて定めるものとする。
入学資格	高等課程は中卒以上。専門課程は高卒以上。一般課程は独自に設定。	課程に応じて独自に設定。
その他	教育を受ける者が常時40人以上	

【本年度の新設・廃止校】

	〔新設〕	〔廃止〕
小学校	仙台市立富沢小学校	女川町立女川第三小学校 → 女川町立女川第二小学校へ統合 女川町立女川第六小学校 → 女川町立女川第一小学校へ統合
中学校	石巻市立牡鹿中学校 宮城県仙台二華中学校	石巻市立鮎川中学校 } 石巻市立牡鹿中学校へ統合 石巻市立大原中学校 } 石巻市立寄磯中学校 } 女川町立女川第四中学校 → 女川町立女川第一中学校へ統合
育中 学等 校教		
高等学校	宮城県白石高等学校 宮城県塩釜高等学校 仙台市立仙台工業高等学校(定時制:併置)	宮城県白石高等学校 } 宮城県白石高等学校へ統合 宮城県白石女子高等学校 } 宮城県塩釜高等学校 } 宮城県塩釜高等学校へ統合 宮城県塩釜女子高等学校 } 仙台市立仙台第二工業高等学校 宮城県田尻高等学校 宮城県飯野川高等学校
幼 稚 園	鹿島台子育て支援総合施設なかよし園 美里町立ふどうどう幼稚園 東二番丁幼稚園 村田町立村田幼稚園	美里町立不動堂幼稚園 } 美里町立ふどうどう幼稚園へ統合 美里町立青生幼稚園 } 大崎市立鹿島台第三幼稚園 → 鹿島台子育て支援総合施設なかよし園へ移行 村田町立小泉幼稚園 } 村田町立村田幼稚園へ統合 村田町立菅生幼稚園 } 村田町立足立幼稚園 } 村田町立村田幼稚園 } 愛隣幼稚園 長町幼稚園 新坂通幼稚園 尚綱教会附属中山幼稚園 仙台市立東二番丁幼稚園 六丁目幼稚園 星のひとみ幼稚園
専 修 学 校	仙台徳州看護専門学校	専門学校代々木ゼミナール外国語学校 専門学校仙台歯科衛生士学院 仙台市立看護専門学校
学各 校種		